

平成29年人事異動をお知らせします

●異動対象者は、一般行政職90人、医療職10人で、合計100人です。
●総職員数は459人で、昨年度と比べ2人の増となっています。

特別職

加東市病院事業管理者
金岡 保

一般職

●部長級
議会事務局長 芹生修一▽協働部長 時本敏行▽総務部長 堀内千穂▽市民生活部長 芹生泰博▽会計管理者 松本和久▽教育委員会事務局部長 西角啓吾▽市民生活部付看護部長(播磨内陸医療事業組合派遣) 油井眞由美

美▽教育委員会教育総務課 学校給食センター所長 簗田順子▽同福田幼稚園長 鴨川佳子▽同学校教育課 発達サポートセンター所長 山本京子▽同生涯学習課長 芹生和也

副課長級

●課長級
市民生活部健康課長 細川公代▽福祉部社会福祉課長 陰山芳輝▽同社会福祉課付課長(社会福祉協議会派遣) 近澤孝則▽同高齢介護課看護課長 藤本英子▽同子育て支援課長 壺井初美▽同子育て支援課 社こども園長 丸山真由

協働部企画協働課副課長 下岡正裕▽同防災課副課長 岩崎吉泰▽総務部財政課副課長 前中公和▽同税務課副課長 尾崎佳美▽市民生活部生活課副課長 井澤彰子▽福祉部社会福祉課副課長 藤井嗣人▽同高齢介護課副課長 平野好美▽同高齢介護課副課長 高濱さおり▽同子育て支援課副課長 岸本万里子▽同子育て支援課副課長 菅野勇一▽上下水道部管理課副課長 阿江英俊▽同工務課副課長 神戸剛▽同委員会事務局次長 齊藤美紀▽教育委員会生涯学習課副課長兼滝野公民館長 松本美香▽同人権教育課副課長

長 小坂淳子

主幹級

協働部企画協働課主幹 宮崎奈都子▽総務部総務課主幹 西岸本孝司▽同財政課主幹 西山卓良▽市民生活部市民課主幹 藤野洋一▽同保険・医療課主幹 廣西順子▽福祉部社会福祉課主幹 小藪啓子▽同高齢介護課主幹 三和田剛浩▽同高齢介護課主幹 山田かほり▽同子育て支援課 三草こども園主幹 杉岡美恵子▽まち・農整備部土木課主幹 岸本純子▽同地域整備課主幹 藤原敬子▽教育委員会社幼稚園主幹 丸山久美子▽同学校教育課 発達サポートセンター保健師 篠田玲子▽同生涯学習課主幹 吉田浩康▽同中央図書館主幹 勝田尚規▽病院事業部事務局総務課主幹 松末久美▽同医療技術部栄養管理科主幹 芹生祥子

主査級

協働部秘書広報課主査 吉田彩花▽総務部総務課主査 藤井康孝▽同税務課主査 小林奈穂▽市民生活部保険・医療課主査 森本美香▽同生活課主査 丸山耕市▽同生活課主査 今岡良介▽同健康課主査 榎原ひろみ▽福祉部社会福祉課主査 吉田早苗▽同子育て支援課 三草こども園主査 上月和香▽同子育て支援課 鴨川保育園主査 坂本阿由子▽地域創造部まち未来課主査 丸山聡司▽同農林課主査 長谷川武史▽同農林課主査(小野加東広域事務組合派遣) 田中克樹▽同商工観光課主査 上山剛史▽教育委員会学校教育課 発達サポートセンター保健師 坂田 愛▽同生涯学習課主査 藤原光平▽同人権教育課主査 藤原真希

一般職新採用

●副課長級
教育委員会学校教育課副課長 後藤浩美

主事級

協働部企画協働課主事 森本紗知▽同秘書広報課主事 石倉一樹▽総務部税務課主事 穴田浩生▽市民生活部保険・医療課主事 前田美聡▽同生活課主事 田中宏樹▽同健康課保健師 川崎汐里▽福祉部高齢介護課保健師 上山萌▽同子育て支援課主事 藤井智華子▽同子育て支援課 社こども園保育教諭 藤浦由衣▽地域創造部農林課主事 近都兼司▽まち・農整備部土木課主事 油井隆裕▽上下水道部管理課主事 小谷拓海



医療職

○医療職・部長級
病院事業部診療部長 川口徳久
○医療職・課長級
病院事業部看護部看護課長 森栄美子

○医療職・主任級
病院事業部医療技術部栄養管理科主任 楠原理奈▽同薬剤部薬局主任 藤原良光▽同看護部訪問看護ステーション看護師主任 櫻井美弥子

○医療職・副主任級
病院事業部医療技術部リハビリテーション科副主任 大石智也

医療職新採用

病院事業部地域医療・介護連携室主事 藤原さおり▽同看護部看護師 山本真希▽同看護部看護師 岡本理江▽同看護部看護師 足立愛海



退職者

一般職

教育委員会参事兼学校教育課長(福田小学校校長就任) 登光広▽市民生活部健康課長 二木佳子▽福祉部子育て支援課 社こども園長 大畑まち子▽同高齢介護課副課長 井船美和▽同高齢介護課主幹 降松泉恵▽上下水道部管理課主幹 出井博美▽同工務課主幹 戸田泰博▽総務部税務課主査 辻本貴志▽教育委員会生涯学習課東条公民館主査 原 弥生▽同生涯学習課主査 前西雅美▽福祉部子育て支援課 社こども園保育教諭 高瀬あすか

医療職

病院事業部診療部院長 金岡保▽同看護部看護副課長 藤原恵子▽同医療技術部臨床検査科主任 岩佐 貴▽同看護部看護師 宇崎知佳▽同看護部看護補助 安田たみ子

問い合わせ

総務部総務課(庁舎4階)
☎43・04410

「行動しよう 消費者の未来へ」

5月は「消費者月間」です

消費者を守る消費者基本法の元になった『消費者保護基本法』が、昭和43年5月に施行されたことから、毎年5月は『消費者月間』に指定されています。加東市では、5月の消費者月間に合わせ、花き盆栽展での啓発活動や、ケーブルテレビでの啓発番組放送など、消費者トラブルに巻き込まれたらどうするか、また、巻き込まれないためにはどうしたらよいかを啓発する事業を集中的に行っています。

平成29年度の統一テーマは『行動しよう 消費者の未来へ』です。安全・安心で豊かに暮らすことができる社会の実現に向けて、このテーマが掲げられました。消費生活の正しい知識を身に付け、誰もがトラブルなく、安心して暮らせる社会を目指しましょう。

加東市で相談の多い事案

○ワンクリック詐欺

スマートフォンやパソコンでインターネットを閲覧していると、突然「登録完了しました」と画面が表示され、登録料金を退会料金の支払いを求められる詐欺。

○架空請求

公的機関などを名乗って「料金が未払いだ」と案内通知を送りつけ、支払わないと法的措置を取るなどと脅して金銭を騙し取るうとする詐欺。

消費者へのアドバイス

身に覚えのない請求が届いても、すぐに請求した側と連絡を取ってはいけません。連絡する前、お金を振り込む前に、必ず周囲の人や加東市消費生活センターに相談しましょう。同センターでは、電話による相談も可能です。どんなことでもお気軽にお電話ください。



問い合わせ

加東市消費生活センター(庁舎1階・市民生活部生活課内)
☎43・0502